

中之条町浄化槽エコ補助金の申請について

中之条町役場 企業課 下水道係

(直通：0279-75-8832)

浄化槽整備事業により合併処理浄化槽を整備し、単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換を行ったときに申請してください。

ただし、予算が限られているため全ての者に交付できない場合も有ります。

補助対象

- 1) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を確認できること。
- 2) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を原則として撤去処分すること。
- 3) 浄化槽整備事業により整備する浄化槽であること。
- 4) 当該年度末までに浄化槽の使用開始が確認できること。

※転換撤去等の確認書（別紙様式）の撤去できない理由に該当する場合は、補助対象となります。

ただし、撤去できる物はすべて撤去することが条件となります。

補助金額：1基あたり10万円

交付申請添付書類 **様式第1号**、**様式第3号(請求書)**

・浄化槽設置整備事業の場合

- 1) 浄化槽使用開始届出書の写し（吾妻環境森林事務所の受付印のある物）
- 2) 浄化槽使用廃止届出書の写し（吾妻環境森林事務所の受付印のある物）
ただし、単独処理浄化槽を使用していた場合のみ
- 3) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況、撤去後の状況及び撤去物を確認できる写真
撤去できない場合は、状況が判断できる写真
着工前・確認又は状況写真・竣工後
- 4) 転換撤去等の確認書（別紙様式）

※申請書は、浄化槽設置整備事業の実績報告書と一緒に提出してください。

※請求書は、浄化槽設置整備事業の請求書と同じ口座にしてください。

注) 記載例に習い申請書を作成してください。

申請に不備が有りますと、補助金交付の取り消し、補助金の返還を命ずることが有りますので注意してください。